

第2回 小樽商科大学 役員会 議事要旨

日 時：平成20年5月27日（火）15：00 ～ 15：20

場 所：学長室

出席者：学長，和田理事，中村理事

陪 席：土橋監事，奥田副学長，事務局長

欠席者：大矢理事，池田監事（陪席）

審議に先立ち，4月21日（月）開催の第1回役員会議事要旨の確認を行った。

議題1 国立大学法人小樽商科大学役員報酬規程の一部改正について

（審議資料1）

学長より，本件については，役員報酬規程に定める非常勤役員手当の改定について，前回開催の役員会において方針が決定され，本日開催の経営協議会において，改正案がまとまったので，審議願う旨発言があった。

次いで，審議資料1に基づき，学長より説明後，審議に移り，審議の結果，承認された。

議題2 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程の一部改正について

（審議資料2）

学長より，本件については，去る4月21日開催の本会議において，学長特別補佐の設置について方針が決定し，この方針に基づき，5月21日開催の教育研究評議会において，改正案がまとまったので，審議願う旨発言があった。

次いで，審議資料2に基づき，学長より，以下のとおり説明後，審議に移り，審議の結果，承認された。

【学長説明要旨】

- ・組織・運営規程の「第3章 副学長」の次に新たに「第4章 学長特別補佐」を設け，第7条第1項として，「本学に，学長が必要と認める場合は学長特別補佐を置く。」ことを規定した。
- ・以下，同条第2項に，「学長特別補佐は，学長が行う企画・立案の重要な事項を補佐する。」第3項に，「学長特別補佐は，本学専任の教員のうちから学長が選任する。」第4項に，「学長特別補佐の任期は1年とし，再任を妨げない。ただし，選任する学長の任期を超えることはできない。」，第5項に，「学長は，学長特別補佐を選任したときは速やかに教育研究評議会に報告する。」をそれぞれ第7条に規定した。
- ・選任する学長特別補佐には，前回説明したとおり，次期中期計画の策定にあたり，現状を踏まえ状況の変化を迅速に把握し，的確な判断を行うため，学長特別補佐には，学内外の情報収集・分析に努めてもらうと同時に，「次期中期目標・計画」の策定について，

評価担当の副学長とともに学長を補佐してもらう。

- ・学長特別補佐には、アントレプレナーシップ専攻の相内教授に依頼することとした。
- ・任期は、平成20年6月1日～平成21年5月31日の1年間
- ・本件に関連し、国立大学法人小樽商科大学職員給与規程を一部改正し、学長特別補佐に係る管理職手当額について規定することとする。

議題3 国立大学法人小樽商科大学職員給与規程の一部改正について

(審議資料3)

学長より、本件については、職員給与規程に定める管理職手当の支給対象となる職の改定について、前回開催の役員会において方針が決定され、本日開催の経営協議会において改正案がまとまったので、審議願う旨発言があった。

次いで、審議資料3に基づき、学長より説明後、審議に移り、審議の結果、承認された。

議題4 平成21年度概算要求について

(審議資料4)

学長より、本件については、先般、平成21年度概算要求について学内照会を行ったところ、審議資料4のとおり、各学科等から要求があり、本日開催の経営協議会の承認を得たので、審議願う旨発言があり、これら学内からの要求については、新規性・独自性の観点から一部要求部署に対し、事業内容の再考を依頼しているところでもあるが、今後、事業の構想等に大きな変更は無いものと考えている旨説明があった。

次いで、学長より、これら学内からの要求については、今後の文部科学省の方針や他大学の動向等を勘案したうえで調整を行う必要があることから、要求事項や順位等において、最終的な結論を出す旨併せて説明後、審議に移り、審議の結果、承認された。

報告事項1 平成20年度会計監査人の選任について

(資料なし)

学長より、本件については、日程の関係から、5月1日(火)に監事の同意を得て、5月7日(水)に文部科学大臣に対し、新日本監査法人の選任依頼を行った旨報告があった。

最後に、学長より、次回の役員会については、6月23日(月)経営協議会後開催する予定である旨発言があった。引き続き、役員懇談会が開催された。

以 上